

審 議 結 果 速 報

(令和5年3月13日)

陳 情 5 年 教 育 第 3 号

鳥 取 県 議 会

審 議 結 果 速 報

令和5年2月定例会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－3 (R5.2.7)	教 育	学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現について	趣旨採択 (措置済) (R5.3.13)
▶陳情事項 鳥取県の学校・園において、黙食緩和に伴い、学校給食法、食育基本法の目的・目標を考慮した対応がなされるよう各市町村教育委員会へ繰り返しの周知をすることを求める。			

▶所管委員長報告（R5.3.13 本会議）会議録暫定版

国の基本的対処方針の変更に伴い、県立学校のガイドラインにおける学校給食及び昼食の取扱いについて、会話時のマスクの着用など場面に応じたマスクの着脱を指導しており、各市町村教育委員会にも、県立学校の対応を参考に適切に対応するよう通知しています。

また、学校給食における食育の推進については、年度当初に各市町村教育委員会に対し、教職員が給食指導及び食に関する指導について共通理解を図り、学校教育全体で食育に取り組むよう働きかけています。

現在、各学校において、感染症対策を講じながら、会話の際のマスク着用や、動画を活用した指導など、工夫しながら給食時間における食育を実施しており、家庭科や学級活動においても児童生徒の健康の保持増進に関する指導がこれまでと同様に実施されていることから、趣旨採択と決定いたしました。

▶陳情理由

既に黙食緩和が鳥取県からの通達によりなされている地域において、感染症流行レベルの差や感染対策に重きを置いて真摯に取り組みをなされていることにより、各学校によって黙食緩和に対する判断が分かれる結果を生み出している。

給食の時間は重要な学校教育活動だが、この約３年間は、食事中に感染しない・させないマナーとして「会話を控えること、対面にはしないこと等」に重点が置かれてきた。これからは、感染状況にかかわらず「食器や箸の持ち方、並べ方、食事の姿勢など基本的なマナーを身に付け、楽しい雰囲気の中で会食できるようにする」という孤食及び個食では習得することが困難な食育へ再び着目いただくことで、感染症対策に主眼が置かれ、食育推進とのバランスが崩れる恐れのある現状から、段階的に比重を移して学校給食法や食育基本法に則った「心身の健康の増進と豊かな人間形成」がなされるよう明示していただきたい。

▶提 出 者

全国有志子どもを思う会鳥取支部

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

教育委員会（体育保健課）

【現 状】

- 1 学校給食は、学校給食法に基づき、全市町村で実施しており、学校給食の目標を達成するよう教育の一環として取り組んでいる。
また、栄養教諭・学校栄養職員を配置して、児童生徒が健全な食生活を営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導を実施している。
＜学校給食の目標＞
 - ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
 - ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
 - ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
 - ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
 - ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。
- 2 学校における食育の推進については、学習指導要領に基づき、給食時間や学級活動といった特別活動の時間はもとより各教科等の時間において適切に行い、その実施に当たっては、栄養教諭を中心に各学校における食に関する指導の全体計画を作成して、計画的・継続的に取り組んでいる。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策（学校給食及び昼食時には机を向かい合わせにしない、間隔を空けて座る、黙食をする）の徹底に伴い、学級担任や栄養教諭・学校栄養職員等による食に関する指導の回数も減少していたが、現在は、会話の際のマスク着用や、動画を活用して指導するなど、各学校において工夫しながら給食時間における食育を実施している。
また、各教科等における食育については、家庭科や学級活動において児童生徒の健康の保持増進に関する指導がこれまでと同様に実施されている。

【県の取組状況】

- 1 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」の変更に伴い、県立学校においては、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン（令和4年8月2日改訂）」における学校給食及び昼食の取扱いについて、会話をするときはマスクを着用するなど場面に応じたマスクの着脱を行うよう指導している。このことは、小中学校を所管する各市町村（学校組合）教育委員会にも、県立学校の対応を参考の上、適切に対応するよう通知している。
- 2 学校における食育の推進については、年度当初に各市町村（学校組合）教育委員会に対して、教職員が給食指導及び食に関する指導について共通理解を図り、学校教育全体で食育に取り組むよう働きかけている。また、食育の中核を担う栄養教諭・学校栄養職員に対する研修を計画的に実施して資質向上を図っている。

＜研修内容＞栄養教諭（新任、5年・10年経験者研修）、学校栄養職員（新規採用、5年・10年経験者研修）、職務研修、栄養教諭食育研修等